

令和5年12月
令和5年第5回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第13号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定)	1
議案第89号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第6号)	別冊
議案第90号	令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第91号	令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第92号	令和5年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	別冊
議案第93号	令和5年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	別冊
議案第94号	令和5年度栃木市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第95号	栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第96号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	8
議案第97号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第98号	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	20
議案第99号	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	24
議案第100号	栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第101号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	30
議案第102号	栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正する 条例の制定について	35
議案第103号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第104号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	44
議案第105号	財産の貸付けについて	46
議案第106号	工事請負契約の締結について(平井川排水施設整備工事)	47
議案第107号	財産の取得について(平井川第2調節池整備事業用地)	48
議案第108号	指定管理者の指定について(栃木市栃木第六地区コミュニティセンター)	49
議案第109号	指定管理者の指定について(栃木市老人福祉センター長寿園)	50
議案第110号	指定管理者の指定について(栃木市老人福祉センター泉寿園)	51
議案第111号	指定管理者の指定について(栃木市老人福祉センター福寿園)	52

議案第 112 号	指定管理者の指定について (栃木市いまいずみ児童館)	53
議案第 113 号	指定管理者の指定について (栃木市そのべ児童館)	54
議案第 114 号	指定管理者の指定について (栃木市勤労者総合福祉センター)	55
議案第 115 号	指定管理者の指定について (とちぎ山車会館)	56
議案第 116 号	指定管理者の指定について (とちぎ蔵の街観光館)	57
議案第 117 号	指定管理者の指定について (栃木市倭町駐車場)	58
議案第 118 号	指定管理者の指定について (栃木市観光情報物産館)	59
議案第 119 号	指定管理者の指定について (道の駅にしかた)	60
議案第 120 号	指定管理者の指定について (栃木市岩舟農村環境改善センター)	61
議案第 121 号	指定管理者の指定について (栃木市いわふねフルーツパークセンター)	62
議案第 122 号	指定管理者の指定について (栃木市出流ふれあいの森)	63
議案第 123 号	指定管理者の指定について (栃木市総合運動公園)	64
議案第 124 号	指定管理者の指定について (栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅)	65
議案第 125 号	指定管理者の指定について (栃木市図書館)	67
議案第 126 号	指定管理者の指定について (栃木市文化会館)	69
議案第 127 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	70

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第12号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第13号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年9月4日

栃木市長 大川 秀子

令和5年6月19日、栃木市祝町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市菌部町2丁目地内居住者

2 損害賠償の額

198,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年9月13日

栃木市長 大川 秀子

令和5年6月22日、栃木市今泉町2丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市旭町地内居住者

2 損害賠償の額

12,903円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年9月22日

栃木市長 大川 秀子

令和5年8月10日、栃木市西方町真名子地内において発生した学校管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市西方町真名子地内居住者

2 損害賠償の額

43,120円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年10月19日

栃木市長 大川 秀子

令和5年6月22日、栃木市今泉町2丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市旭町地内居住者

2 損害賠償の額

177,735円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市西方さくら基金条例の一部を改正する条例

栃木市西方さくら基金条例（平成23年栃木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市さくら基金条例

第1条中「栃木市西方さくら基金」を「栃木市さくら基金」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 基金は、指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）

の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	

48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
	94		295,900	343,600					
	95		296,200	344,100					
	96		296,600	344,500					
	97		296,800	344,700					
	98		297,100	345,100					
	99		297,500	345,500					
	100		297,900	345,800					
	101		298,100	346,100					
	102		298,400	346,500					
	103		298,800	346,900					
	104		299,100	347,300					
	105		299,300	347,800					
	106		299,600	348,200					
	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円

間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	

30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	

71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			
101	310,500	334,800	360,700	388,700			
102	311,500	335,700	361,800	389,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800			
104	313,500	337,800	364,000	390,300			
105	314,300	338,900	365,200	390,600			
106	314,900	340,000	365,700	391,000			
107	315,500	341,000	366,300	391,500			
108	316,100	342,000	366,900	391,800			
109	316,600	343,200	367,500	392,100			
110	317,100	344,200	368,000	392,600			
111	317,500	345,200	368,500	393,100			

112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					
115	320,200	348,900	370,400	394,900					
116	320,800	349,900	370,900	395,400					
117	321,400	350,900	371,300	395,700					
118	322,200	351,300	371,800	396,200					
119	322,900	351,900	372,400	396,700					
120	323,700	352,500	372,900	397,200					
121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100					
123	325,100	353,700	374,100	398,500					
124	325,600	354,100	374,500	399,000					
125	325,900	354,500	375,000	399,400					
126		354,900	375,500						
127		355,400	376,000						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						
141		360,800	382,000						
142		361,300							
143		361,800							
144		362,300							
145		362,600							
定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第9条を削る。

第10条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「、第9条の3及び第10条の2」を「及び第9条の3」に、「任期付短時間勤務職員」を「第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第10条第2項第2号及び第13条第2項」を「第4条第3項、第5項及び第6項、第10条第2項第2号並びに第13条第2項」に改め、「適用については」の次に「、給与条例第4条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第4条第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と」を加え、同項を同条

第2項とし、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

別表第2を削る。

別表第1中「376,000円」を「380,000円」に、「422,000円」を「427,000円」に、「472,000円」を「477,000円」に、「533,000円」を「539,000円」に改め、同表を別表とする。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第9条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例第9条第2項及び別表の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例42号）の一部を次のように改正する。

第18条中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の次に「第8条第2項」を加え、「次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」」に改め、同条の表を削る。

(栃木市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正)

- 5 栃木市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年栃木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削る。

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を
改正する条例

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例（平成22年栃木市
条例第188号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定する土地の区域」の次に「（以下「指定区域」という。）」
を加え、「のうち」を「であって」に改め、「除いたもの」の次に「のうち、
市長が指定するもの」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で、かつ、おおむね5
0以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしてい
る土地の区域

第3条に次の4項を加える。

- 2 指定区域の境界は、道路その他の施設、河川、崖その他の地形、地物等
土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、
これにより難い場合は、町界、字界等により定めるものとする。
- 3 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなけ
ればならない。
- 4 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5 前2項の規定は、指定区域の指定の解除及びその区域の変更について準
用する。

第6条中「第3条に規定する土地の区域」を「指定区域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る開発行為について適用し、同日前になされた申請に係る開発行為については、なお従前の例による。

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例

栃木市立学校設置条例（平成22年栃木市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

栃木市立皆川中学校	栃木市皆川城内町1856番地
栃木市立吹上中学校	栃木市吹上町434番地1
栃木市立寺尾中学校	栃木市鍋山町86番地2

を

」

「

栃木市立栃木北中学校	栃木市吹上町434番地1
------------	--------------

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（栃木市立学校給食共同調理場条例の一部改正）

- 2 栃木市立学校給食共同調理場条例（平成22年栃木市条例第212号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

栃木市立吹上小学校

栃木市立吹上中学校
栃木市立千塚小学校
栃木市立皆川城東小学校
栃木市立皆川中学校

を

」

「

栃木市立吹上小学校
栃木市立栃木北中学校
栃木市立千塚小学校
栃木市立皆川城東小学校
栃木市立寺尾小学校

に

」

改め、栃木市立寺尾小学校給食共同調理場の項を削る。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	177,200
2	178,700
3	180,300
4	181,800
5	183,400
6	185,300
7	187,100
8	189,000
9	190,700
10	192,800
11	194,800
12	196,800
13	198,800
14	200,900
15	203,000
16	205,100
17	207,300
18	209,400
19	211,600

20	213,500
21	215,700
22	217,300
23	218,800
24	220,300
25	221,800
26	222,900
27	224,000
28	225,200
29	226,700
30	228,200
31	229,700
32	231,200
33	232,500
34	234,100
35	235,800
36	237,200
37	238,500
38	239,900
39	241,300
40	242,700
41	244,000
42	245,300
43	246,500
44	247,800
45	249,100
46	250,400
47	251,600
48	252,700
49	253,800
50	255,100
51	256,400
52	257,400
53	258,500

54	259,900
55	260,900
56	261,900
57	262,900
58	263,900
59	264,900
60	265,900
61	266,800
62	267,500
63	268,200
64	268,800
65	269,500
66	270,700
67	271,800
68	272,900
69	274,200
70	275,600
71	276,800
72	278,000
73	278,800
74	279,700
75	280,700
76	281,700
77	282,600

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正する
条例

(栃木市立美術館条例の一部改正)

第1条 栃木市立美術館条例（令和3年栃木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分			金額
1日 観覧 料	収蔵品 展	一般	1人につき330円
		中学生以下	無料
	企画展	一般	1人につき2,200円を超えない範囲 内において、企画展の都度教育委員会が 定める額
		中学生以下	無料
年間観覧料			1人につき3,000円

備考

1 一般とは、小学生、中学生及び未就学児以外の者をいう。

2 1日観覧料については、次のとおりとする。

ア 収蔵品展を20人以上の団体で観覧する場合における1人当たりの観覧料は、規定の観覧料に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

イ 企画展を20人以上の団体に観覧する場合における1人当たりの観覧料は、企画展の都度教育委員会が定める額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ウ 企画展の観覧料を納付した者については、収蔵品展の観覧料は無料とする。

3 年間観覧料とは、当該観覧料を納付した日から起算して1年を経過する日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく収蔵品展及び企画展を観覧することができる観覧料をいう。

(栃木市立文学館条例の一部改正)

第2条 栃木市立文学館条例（令和3年栃木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分			金額
1日 観覧 料	常設展	一般	1人につき2,200円
		中学生以下	無料
	企画展	一般	1人につき1,100円を超えない範囲内において、企画展の都度教育委員会が定める額
		中学生以下	無料
年間観覧料			1人につき600円

備考

1 一般とは、小学生、中学生及び未就学児以外の者をいう。

2 1日観覧料については、次のとおりとする。

ア 常設展を20人以上の団体に観覧する場合における1人当たりの観覧料は、規定の観覧料に100分の80を乗じて得た額とする。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

イ 企画展を20人以上の団体に観覧する場合における1人当たりの観覧料は、企画展の都度教育委員会が定める額に100分の80を

乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ウ 企画展の観覧料を納付した者については、常設展の観覧料は無料とする。

3 年間観覧料とは、当該観覧料を納付した日から起算して1年を経過する日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく常設展及び企画展を観覧することができる観覧料をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成23年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項中

「

気 体 燃 料	不開放式	組込型こんろ・グリル付こ	14k	10	15	15	15
		んろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリドル付 こんろ	W以下	0	注		注
	燃	据置型レンジ	21k	10	15	15	15
			W以下	0	注		注
燃 料	不開放式	組込型こんろ・グリル付こ	14k	80	0	—	0
		んろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリドル付 こんろ	W以下				
	燃	据置型レンジ	21k	80	0	—	0
			W以下				

を

」

「

気	不開放式	組込型こんろ・グリル付こ	14k	10	15	15	15
---	------	--------------	-----	----	----	----	----

燃 以 料 外	燃	んろ・グリドル付こんろ、	W以下 0	注		注
		キャビネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリドル付 こんろ				
燃	不開放式	据置型レンジ	2 1 k	1 0	1 5	1 5
			W以下 0	注		注
燃	不開放式	組込型こんろ・グリル付こ	1 4 k	8 0	0	—
		んろ・グリドル付こんろ、	W以下			0
燃	不開放式	キャビネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリドル付 こんろ				
		据置型レンジ	2 1 k	8 0	0	—
燃 以 料 外	燃	炭火焼き器	—	1 0	5 0	5 0
		木炭を燃		0		
燃 以 料 外	燃	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—
		木炭を燃				3 0
燃 以 料 外	燃	もの				
		燃料とする				
燃 以 料 外	燃	もの				
		燃料とする				

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の栃木市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、関係地
方公共団体と協議するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「佐野市」を「佐野市 鹿沼市」に改め、同表第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 鹿沼市」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

財産の貸付けについて

市庁舎における商業施設として、次の財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	名称	所在
建物	市庁舎1階の一部	栃木市万町9番25号

- 2 貸付け面積 4120.1㎡
- 3 貸付け期間 令和6年3月15日から令和11年3月14日まで
- 4 貸付け金額 月額 314円/㎡
- 5 貸付けの相手方 宇都宮市宮園町5番4号
株式会社東武宇都宮百貨店
代表取締役社長 星 佳成

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 平井川排水施設整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 412,819,000円
- 4 契約の相手方 栃木市河合町8番16号
藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体
代表者 藤田エンジニアリング株式会社栃木支店
支店長 松村 勲

財産の取得について

平井川第2調節池整備事業用地として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田	12,457㎡	栃木市平井町字長町1020番 他4筆

- 2 取得の方法 随意契約による買い入れ
- 3 取得予定価格 71,400,000円
- 4 取得相手 栃木県知事 福田 富一

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木第六地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市老人福祉センター長寿園
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号
名 称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会
代表者 会長 小林 一成
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター泉寿園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市野中町553番地

名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者 代表取締役 早乙女 勇

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター福寿園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いまいずみ児童館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市野中町553番地

名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者 代表取締役 早乙女 勇

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市そのべ児童館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表者 代表取締役 山田 智治

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ山車会館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町4番1号

名称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 会長 荒金 憲一

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
とちぎ蔵の街観光館
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木市万町4番1号
名 称 一般社団法人栃木市観光協会
代表者 会長 荒金 憲一
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市倭町駐車場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町4番1号

名称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 会長 荒金 憲一

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市観光情報物産館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市新里町丙254

名称 株式会社ファーマーズ・フォレスト

代表者 代表取締役 松本 謙

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

道の駅にしかた

2 指定管理者に指定する団体

所在地 埼玉県狭山市入間川四丁目25番3号

名称 株式会社ニックス

代表者 代表取締役 荒井 英郎

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市岩舟農村環境改善センター
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木市岩舟町下津原1585番地
名称 株式会社観光農園いわふね
代表者 代表取締役 大栗 崇司
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いわふねフルーツパークセンター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町下津原1585番地

名称 株式会社観光農園いわふね

代表者 代表取締役 大栗 崇司

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市出流ふれあいの森

2 指定管理者に指定する団体

所在地 佐野市戸室町685番地1

名称 みかも森林組合

代表者 代表理事組合長 吉澤 浅一

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市総合運動公園
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木市野中町553番地
名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木
代表者 代表取締役 早乙女 勇
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川原田市営住宅

川原田東市営住宅

城内南市営住宅

城内南第2市営住宅

本町市営住宅

平井市営住宅

城内市営住宅

神田市営住宅

川原田西市営住宅

藪部市営住宅

大宮市営住宅

平柳市営住宅

藤岡仲町市営住宅

藤岡南山市営住宅

藤岡荒立市営住宅

藤岡都賀市営住宅

岩舟西根南市営住宅

川原田特定公共賃貸住宅

平柳特定公共賃貸住宅

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市錦町12番7号

名称 一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センター

代表者 代表理事 村川 定男

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木図書館

栃木市大平図書館

栃木市藤岡図書館

栃木市都賀図書館

栃木市図書館西方館

栃木市図書館岩舟館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町5番3号

名称 山本有三記念会＝ヴィアックス共同事業体

代表団体 栃木市万町5番3号

特定非営利活動法人山本有三記念会

会長 大塚 幸一

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木文化会館

栃木市大平文化会館

栃木市藤岡文化会館

栃木市岩舟文化会館（愛称 コスモスホール）

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表者 代表取締役 橋本 鉄司

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町真弓1623番地1

氏 名 直井 泰子

生年月日 昭和34年4月15日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

